

2015年度 国際共同研究交通費補助研究成果概要報告書

別紙可 (A4用紙1～2枚)

所属・職・氏名	関西学院大学法学部・教授・深尾 裕造
共同研究者 所属・職・氏名	ロンドン大学LSE校・教授・マイケル・ロバーン
研究課題	マグナ・カルタの800年—マグナ・カルタ神話論を越えて—
研究期間 (実際の派遣又は招聘期間)	2015年 6月 12日 ～ 2015年 6月 16日
研究場所	関西学院大学 B号館103教室、法学部棟等

概要 (1000字～2000字程度)

2015年、世界遺産にも指定された中世史上最も著名な文書である自由の憲章マグナ・カルタ発布800周年の記念の年に法制史学会第67回総会を関西学院大学で開催されることとなり、深尾がオーガナイザーとなって、「マグナ・カルタの800年—マグナ・カルタ神話論を越えて—」と題してシンポジウムを開催することとなり、とりわけ、日本人研究者に解説困難なロー・フレンチで書かれた、手稿写本として保存されている法曹院での制定法講義におけるマグナ・カルタをめぐる議論について、ロンドン大学LSE校で法制史を担当し、イギリス近代法史研究を牽引しているマイケル・ロバーン教授に報告をお願いした。

ロバーン教授には学年末の卒業式に向けた最終試験の採点前の忙しい時期にもかかわらず、快く講演をお引受いただいた。当日の報告については、事前に詳細な英文の報告原稿をお送り頂き、シンポジウム報告集に掲載することができた。また、邦訳も同志社大学戒能通弘教授にお願いし、シンポジウム当日に間に合わせることもできた。

報告が長文で当初予定した90分以内に収まらない可能性が高かったため、6月12日、日本到着時に、深尾、戒能と昼食を兼ねて、投宿予定の宝塚ホテル近くの食堂で協議、事前の打ち合わせを行い、シンポジウム当日の削除部分をPDFファイルで送ってもらうこととし、深尾がプロジェクトで会場の聴衆に削除箇所を明らかにする工夫を行うこととした。

13日、深尾が総司会を行い、戒能が他の報告者の議論をロバーン教授に説明する形でシンポジウムを進行した。ロバーン報告は、九州大学直江教授の報告に続き二番目に行われたが、戒能による翻訳、深尾によるプロジェクトによる原文提示も合わせてスムーズに進行し、国王の通常大権と非常大権をめぐる議論と制定法としてのマグナ・カルタの関係をめぐる当時のコモン・ロー法曹の理解の仕方等、日本人研究者にとって耳新しい議論も理解しやすい形で提示することができた。報告内容の詳細については、シンポジウム資料集及び邦訳参照。

午前中に二報告を終え、法学部中会議室で報告者全員で昼食を取りながら、交流をはかるとともに、午前中に回収された質問用紙を全員に配布、午後の討論に向けての準備として、戒能教授が質問用紙の内容をロバーン教授に説明、質疑応答に備えた。

午後からの、ブラックストーンとマグナ・カルタに関する明治大学小室輝久准教授報告、明治期日本へのマグナ・カルタの影響に関する神戸大学小野博司准教授の報告、現代英国法におけるマグナ・カルタの役割に付いての本学柳井健一教授の報告、さらに、フランス法史の名古屋大学石井三記教授、ドイツ法史の大阪大学三成賢次教授からのコメントなど、ロバーン教授には日本の研究者の研究水準の高さとその内容の豊かさを示すことができたものと考えた。

その後、質疑応答となったが、ロバーン教授は法曹院のマグナ・カルタ講義の写本をプロジェクトで示しながら、多くの質問に丁寧にお答え頂いた。また、懇親会で、短いスピーチを戴いた。日本のイギリス法史研究水準の高さに関連して拙訳『イングランド法史入門』へのベイカー教授の評価も紹介頂く機会にも恵まれた。それとともにイギリス近代法史研究を牽引するロバーン教授と多くの日本人研究者との交流を図ることもできたのが、大きな成果であった。

翌日は、シンポジウム外の報告と学会の総会事務協議が中心であったので、翻訳、通訳を担当した戒能教授にお願いして、シンポジウムの総括的な話し合いを行って頂いた。

三日目のエクスカッションには参加頂き、西宮神社の近世訴訟文書の見学、園田女子大学の近松研究所、尼崎の近松記念館で本学森田教授より近松の心中もの人気による相対死禁止令の発布等話を伺い、日英の比較法史的素材に議論が弾んだ。最後に、白鹿記念館を訪れ解散。

その翌日、関西空港より帰路に着かれた。短い日程ではあったが、教授の訪問が、独・仏と比べ、立ち後れ気味の我が国のイギリス近代法史研究を大きく前進させる第一歩となるものと確信している。

